



平成 26 年 10 月 3 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 テ ィ ラ ド
代 表 者 名 取 締 役 社 長 嘉 納 裕 躬
(コード番号 7 2 3 6 東証第 1 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 百 瀬 芳 孝
(TEL 0 3 - 3 3 7 3 - 1 1 0 1)

米国集団民事訴訟に関する原告との和解と、それに伴う特別損失の発生に関するお知らせ

弊社及び弊社の子会社である T.RAD North America, Inc. (以下、合わせて「弊社ら」といいます) は、自動車ディーラー及び最終購入者により、米国ミシガン州東部地区連邦裁判所に、ラジエータ等の自動車部品について価格の上乗せがあったとする主張に関連して提起された集団民事訴訟について、本日、原告と、和解金額を 9.75 百万米ドル (約 10 億 7 千万円) とすること等を内容とする和解の合意をしました。

弊社らは、平成 24 年以来、米国ミシガン州において、自動車部品に係る価格カルテルがあったとして、自動車ディーラー、最終購入者等から損害賠償を求める集団民事訴訟を提起された多数の被告の一員となっております。

弊社らは、本件が原告と裁判で争われた場合、その長期化に伴う訴訟関係費用の増大や経営に与える影響などを総合的に勘案した結果、上記原告との間で早期に和解契約を締結することに致しました。なお、今後、当該裁判所により、この和解の承認手続きが行われ正式に和解が成立することになります。

また、和解金額 9.75 百万米ドル (約 10 億 7 千万円) につきましては、平成 27 年度 3 月期第 2 四半期決算において、特別損失として計上致します。なお、本件による平成 27 年 3 月期の業績に与える影響につきましては精査中であり、平成 27 年度 3 月期第 2 四半期決算発表時に公表する予定であります。

株主様各位、お取引先様各位、その他関係者の皆様には大変な御心配とご迷惑をお掛けしましたことに対し、改めて、ここに深くお詫び申し上げます。

以上